平成２７年（フ）第７９８号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目１番19号　甲南フラット　304号
債務者　福上　吉成
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７号
山口県周南市城ヶ丘４丁目７番９号　シティハイツ城北Ａ―102号
債務者　長谷川　智
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１８０号
神奈川県横須賀市阿部倉３番16号　プロヴァンス衣笠105
債務者　吉村　　彩（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４８３号
神奈川県秦野市千村５丁目11番６号　バレーソレイユ　202号、前住所神奈川県秦野市東田原663番地の１　キャッスル102号
債務者　野田　和彦
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３号
奈良県五條市山田町316番地
債務者　徳永健太郎
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第２２２号
青森市大字新城字平岡246番地85
債務者　柳谷美保子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
青森市本町２丁目１番５号　シティパレス本町405号
債務者　工藤　節子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目１番８号
債務者　山田　　勉
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６８号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目19番７―101号
債務者　臼井志保美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１８１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3117―１レオパレスみうらイチゴ駅103号室、住民票上の住所神奈川県三浦市初声町高円坊1544番地３萌木
債務者　重川　礼子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４２５号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷463番地の30
債務者　嶋崎　二郎
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４４７号
神奈川県中郡二宮町富士見が丘２丁目26番29号　エクセル湘南103号
債務者　黒木　隆一
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４７２号
神奈川県中郡二宮町山西624番地の５
債務者　小川　武勝
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８０号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目９番地４　第２力石ハイツ302
債務者　元藤　純子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４５号
東京都府中市栄町２丁目７番地の３ホワイトハイツ201
債務者　二瓶　拓巳
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９２４号
横浜市戸塚区名瀬町277番地　パレーシャル富士105号
債務者　沼澤　康信
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６２号
神奈川県藤沢市川名２丁目２番19号　リバーサイドミウラ205号
債務者　大倉　　充
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部